

## 農薬類の分類見直し案について

### 1. 水道水質基準における農薬類の取扱い

農薬の取扱いについては、厚生科学審議会答申（平成 15 年 4 月）において、①水質基準への分類要件に適合する農薬については、個別に水質基準を設定する、②分類要件に適合しない農薬については、下記の式で与えられる検出指標値が 1 を超えないこととする総農薬方式により、水質管理目標設定項目に位置付けることとされている。

$$DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$$

※ $DI$ は検出指標値、 $DV_i$ は農薬  $i$  の検出値、 $GV_i$ は農薬  $i$  の目標値

水質管理目標設定項目を定めた「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日付け局長通知）」では、測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものとしており、浄水で検出される可能性の高い農薬について検出状況や使用量などを勘案して、「別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト」に 102 の農薬の目標値、検査方法等を提示している。

また、102 農薬以外の農薬類であって、当時の国内推定出荷量が一定以上であるものを第 2 候補群又は第 3 候補群として、目標値の見直しを行うとともに、検出状況の実態把握を行ってきた。

（参考）現行の分類

（第 1 候補群）

測定方法があり、かつ、国内推定出荷量が 50 t 以上あることから、水道原水で検出されるおそれがあるもの。ただし、50 t 未満の農薬であっても現に検出されていれば第 1 候補群に含める。

（第 2 候補群）

現在のところ水道水に適した測定方法がないが、国内推定出荷量が 50 t 以上あることから、測定すれば検出されるおそれがあるもの。

（第 3 候補群）

国内推定出荷量が 50 t 未満であり、測定しても検出されるおそれがないもの。

### 2. 分類見直しの検討

農薬類の分類見直しは、厚生労働科学研究「水道における水質リスク評価および管理に関する総合研究（平成 22～24 年度）」における研究成果をもとに、水質基準逐次改正検討会において検討を行った。

#### （1）検討対象農薬類の選定

農薬類の分類見直しについては、検出状況や出荷量、許容一日摂取量の見直し状況等を踏まえ、現行の検討対象農薬 206 物質（第 1 候補群 102 物質、第 2 候補群 26 物

質及び第3候補群 78 物質) に、厚生労働科学研究「水道における水質リスク評価および管理に関する総合研究」により設置している農薬分科会の研究対象物質等 37 物質を追加した 243 物質を検討対象農薬類として、検討を行った。

(参考) 検討対象農薬類に追加した農薬類

農薬分科会において、現行の第1候補群、第2候補群及び第3候補群の農薬類に加えて、国内で使用実績のある農薬類(農薬取締法に基づき登録されている農薬及び登録は失効したが過去使用されていた農薬類)等のうち、以下の①から③のいずれかの要件を満たすものを抽出した。

- ① 平成19～21年の国内推定出荷量をADIで除した値が、除草剤、殺虫剤、殺菌剤ごとにそれぞれ上位30位までに入るもの。
- ② 平成19～21年の国内推定出荷量が上位30位までに入るもの。
- ③ ゴルフ場使用農薬の暫定指導指針の対象農薬、国内における水道水中の農薬の存在に関する調査研究の対象となっている農薬等(具体的には以下の(a)～(c)に該当する農薬を選定した)。
  - (a) 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の対象農薬
  - (b) 厚生労働科学研究において研究対象となった農薬
  - (c) 他の要件に該当しない農薬のうち、平成19～21年の3年間で出荷量が急増しており、今後出荷量の増大の可能性があるもの

さらに、平成23年度に検出実績がある物質及び試験環境における環境中予測濃度が一定程度を超えた物質についても、検討対象農薬類に追加した。

## (2) 農薬類の新分類区分

水道原水から検出される可能性の大きさから、次表のとおり分類を見直す。

| 新分類名         | 考え方   |
|--------------|---|
| 水質基準農薬類      | 現行の対象農薬リスト掲載項目であって、その浄水における検出状況から、最近3ヵ年継続で目標値の50%超過地点が1地点以上存在する、又は最近5ヵ年の間に目標値超過地点が1地点以上存在するもの |
| 対象農薬リスト掲載農薬類 | 測定すれば目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれがあるもの<br>社会的な要請があるもの   |
| 要検討農薬類       | 目標値が設定された場合、その1%を超えて浄水から検出されるおそれがあるものであり、対象農薬リスト掲載項目に準じて知見の収集に努めるもの                           |
| その他農薬類       | 測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いもの  |
| 除外農薬類        | 現行の対象農薬リストに掲載され、過年度の測定結果、出荷状況(登録の失効を含む)等から目標値の1%を超えて検出される蓋然性がないもの                             |

なお、農薬類の目標値は、対象農薬リストへの掲載の有無にかかわらず、随時見直しを行うとともに、その結果を公開し、水道事業者による検査結果の判定の目安とする。

また、対象農薬リストに掲載される農薬類のうち、標準検査法が整備されていないものについては、水道事業者等において妥当性評価を行った検査を実施しつつ、得られた検出濃度レベルや検出頻度から標準検査法を整備する農薬類の優先順位を定め、一斉分析法を基本として標準検査法の設定を進める。

### (3) 検討経緯

分類見直しの考え方については、水質基準逐次改正検討会（平成 22 年度第 2 回、平成 23 年度第 1 回）において検討を行った結果を第 12 回厚生科学審議会生活環境水道部会に提示し、了承された。

了承された考え方に基づいて、平成 24 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会においてさらに検討を進め、作成した見直し案について平成 24 年 12 月から 1 ヶ月間任意の意見募集を行った（別紙 1）。

## 3. 検討結果

提出された意見及び平成 24 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会における審議に基づいて、見直し案の再検討を行った結果は別紙 2 の通りである。

今般の見直しにあわせて、食品安全委員会以外の機関による安全性評価結果を可能な限り反映するようにした。また、農薬類の名称について、食品残留農薬基準や水質汚濁農薬登録保留基準等で用いられている名称を参考にして統一を図った。

(参考) 見直し結果（農薬類の数）

| 現行分類  | 見直し前 | 見直し後分類       |        |        |       |
|-------|------|--------------|--------|--------|-------|
|       |      | 対象農薬リスト掲載農薬類 | 要検討農薬類 | その他農薬類 | 除外農薬類 |
| 第1候補群 | 102  | 87           | 0      | 0      | 14    |
| 第2候補群 | 26   | 14           | 3      | 5      | 0     |
| 第3候補群 | 78   | 12           | 2      | 63     | 0     |
| 追加農薬類 | 37   | 7            | 11     | 16     | 0     |
| 総計    | 243  | 120          | 16     | 84     | 14    |

#### 4. 今後の予定

農薬類の分類見直し結果について、平成 25 年 4 月 1 日から施行するよう関係通知を改正する。

対象農薬リスト掲載農薬類については、平成 15 年 10 月 10 日付け局長通知別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストの全部を改正する。

また、要検討農薬類及びその他農薬類については、「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について（平成 4 年 12 月 21 日付け課長通知）」に目標値等とともに追加する。

また、標準検査法についても見直しを行い、GC-MS、LC-MS(/MS)による一斉分析が可能な農薬類について検査法を作成し、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年 10 月 10 日付け課長通知）」の「別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法」を改正する。平成 25 年 4 月までに標準検査法を設定できない一部の農薬類については、各検査実施機関が妥当性を評価した検査法に係る知見を活用して、引き続き標準検査法の開発を進める。